

第1回福山市総合計画審議会資料

・福山市総合計画審議会委員名簿	1P
・福山市総合計画基本構想スケジュール(案)	2P
・第五次福山市総合計画策定体制図	3P
・福山市総合計画の策定手続に関する条例	4P
・福山市総合計画審議会条例	5P
・第五次福山市総合計画基本構想(素案)	別冊資料1
・第五次福山市総合計画基本構想(素案)説明資料	別冊資料2

2016年(平成28年)7月11日

福山市総合計画審議会委員名簿

2016年（平成28年）7月11日現在

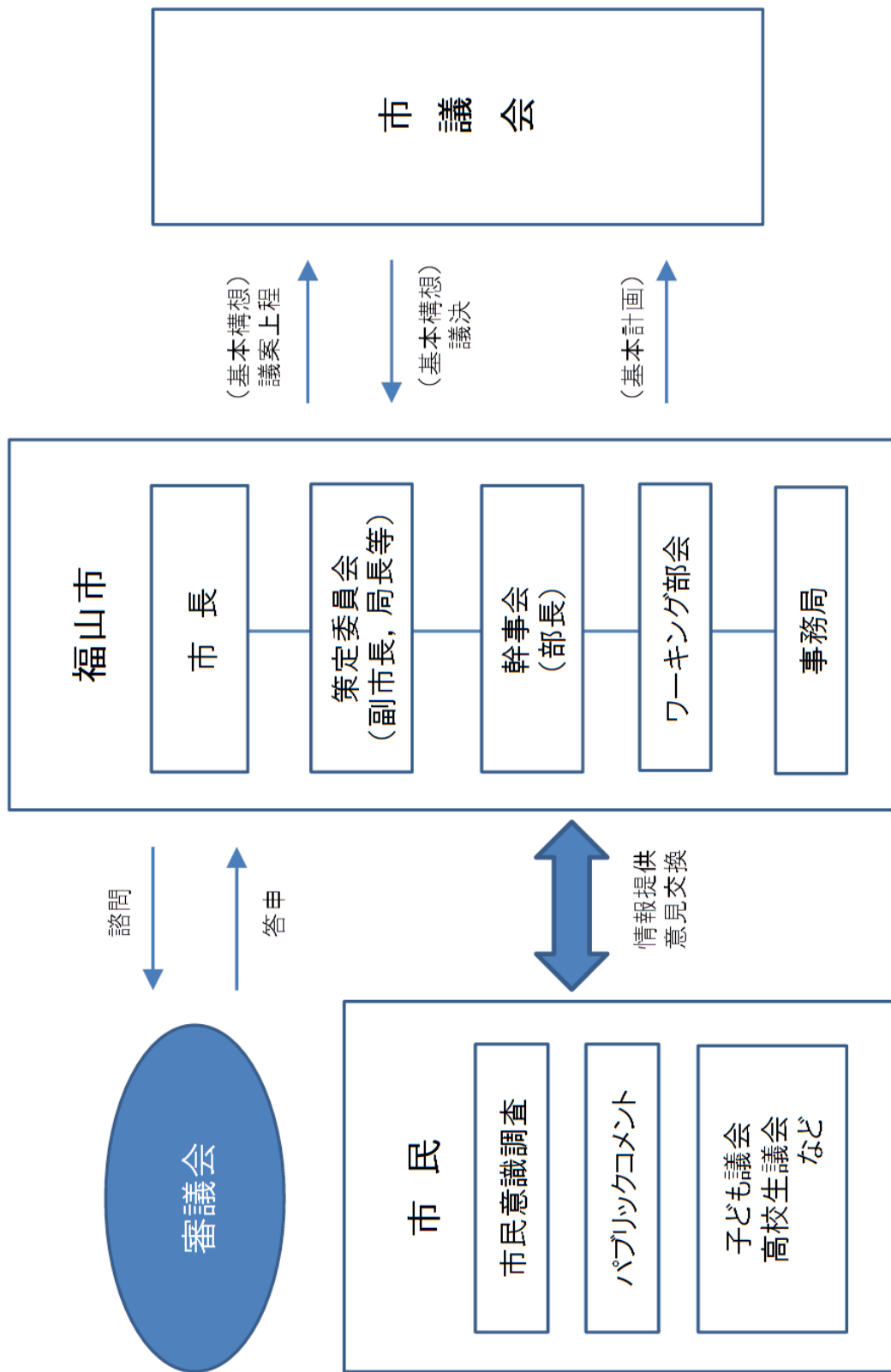
団 体・役 職	名 前
公益財団法人福山市体育協会 会長	天 野 肇
福山市女性連絡協議会 会長	石 川 紀 子
公募委員	石 黒 亮 裕
公募委員	井 出 和 雄
連合広島福山地域協議会 事務局長	内 田 隆 士
福山商工会議所 副会頭	占 部 誠
福山市PTA連合会 副会長	大 塚 佐知恵
福山市連合民生・児童委員協議会 会長	小 野 明 人
フクノワ 代表	菊 地 永 史
公益社団法人福山観光コンベンション協会 副会長	後 藤 代 子
福山市自治会連合会 会長	佐 藤 賢 一
福山市農業協同組合 代表理事専務	佐 藤 宏
一般社団法人福山市医師会 会長	土 屋 隆 宏
公募委員	西 山 理 恵
社会福祉法人福山市社会福祉協議会 会長	橋 本 哲 之
福山大学 副学長	富 士 彰 夫
福山文化連盟 会長	藤 田 伸 一
福山市教育委員会 教育長職務代理者	三 島 康 由
一般社団法人福山青年会議所 副理事長	吉 川 泰 正
福山市立大学 都市経営学部教授	渡 邊 一 成

〔20人，敬称略，50音順〕

福山市総合計画基本構想スケジュール(案)

		審議会	市議会
2016年 (平成28年)	7月	●第1回(諮問) ↓	
	8月	●第2回 ↓	
	9月	●第3回(答申)	●上程
2017年 (平成29年)	10月		↓
	11月		↓
	12月		●議決
	1月		
	2月		
	3月		

第五次福山市総合計画策定体制図



福山市総合計画の策定手続に関する条例

平成24年3月16日

条例第1号

(趣旨)

第1条 本市は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、総合計画を策定するものとし、この場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来のまちの姿を明らかにし、それを実現するために市民と行政が協働して取り組むまちづくりの指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(福山市総合計画審議会への諮問及び議会の議決)

第3条 市長は、基本構想を策定し、又は変更する場合は、あらかじめ、福山市総合計画審議会条例(平成6年条例第19号)第1条に規定する福山市総合計画審議会に諮問し、議会の議決を経なければならない。

- 2 総合計画のうち基本構想を除く部分は、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更した場合は、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第5条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(福山市長期総合計画審議会条例の一部改正)

- 2 福山市長期総合計画審議会条例(平成6年条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第112号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

福山市総合計画審議会条例

平成6年6月28日

条例第19号

改正 平成16年3月12日条例第19号

平成17年3月24日条例第2号

平成18年6月23日条例第44号

平成24年3月16日条例第1号

(題名改称)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、福山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成24年条例1号〕)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福山市総合計画の策定手続に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する総合計画に関する事項について審議し、意見を答申する。

(一部改正〔平成24年条例1号〕)

(委員)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る意見を答申したときまでとする。

(一部改正〔平成18年条例44号〕)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(一部改正〔平成17年条例2号〕)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 福山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第112号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成16年3月12日条例第19号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。